

●香川県告示第203号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第1項及び第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり所在地及び売りさばき場所の変更の届出があった。

平成30年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成30年7月2日

2 所在地

変更前 坂出市京町3丁目3番8号 坂出商工会館5階

変更後 坂出市久米町1丁目14番14号

3 名称

坂出商工会議所

4 売りさばき場所

変更前 坂出市京町3丁目3番8号 坂出商工会館2階

変更後 坂出市久米町1丁目14番14号